

# 新居浜市建築物における木材の利用促進に関する方針

平成24年3月22日  
令和6年1月17日改正

## 第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、国が定める「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び法第11条第1項の規定に基づき愛媛県が定める「建築物における木材の利用の促進に関する方針」（平成23年3月25日付け22林第916号）に即し、法第12条第1項の規定に基づいて「新居浜市建築物における木材の利用促進に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、建築物等への地域材の利用促進を通じて、健全な森林の育成による森林の有する多面的機能の発揮及び木造建築による二酸化炭素の排出抑制など、循環型社会の形成に資することを目的とする。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の定義

本方針における地域材とは、愛媛県内において製材・加工又は流通しているスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツとする。

### 2 地域材の利用を促進する公共建築物

本方針における公共建築物とは、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

### 3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

2の地域材の利用を促進する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物において、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性能や構造強度に優れ、建築設計の自由度が有利になる場合には、その採用についても検討するものとする。

また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造化を図ることが困難な施設については対象外とする。

### 4 施策の具体的方向

市は、建築材料はもとより、木質バイオマスなどエネルギー源及び各種製品の原材料としても、地域材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物においては、積極的に木造化に努めるものとし、木造化が困難と判断される建築物においては、内装等の木質化に努めるものとする。

また、建築物における木材の需要の拡大のため、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等新たな木質部材の活用にも努めるものとする。

(2) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具等について、木質バイオマスの安定的な

- 供給の確保や適切な維持管理の必要性を考慮し、その導入に努めるものとする。
- (3) 公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び文房具等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用促進に努めるものとする。
  - (4) 公共建築物において木材を利用するに当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に留意するものとする。

### 第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

#### 1 市が整備する公共建築物の木造化・木質化

- (1) 市が整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、次の各号に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。
  - ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化が困難な場合
  - ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
  - ③施設の内容や、構造に要求される性能等により、木造化がなじまない又は困難な場合
  - ④その他、木造化することが困難な場合
- (2) 木造以外の公共建築物にあっても、市民が利用する機会が多い部分を中心に、法令の規定により制限等がある場合を除き内装等の木質化に努めるものとする。

さらに、内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。
- (3) すべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用に努めるほか、暖房器具等を導入する場合は、木質バイオマス燃料とする機器類の導入に努めるものとする。

#### 2 公共工事等における間伐材の利用

市が実施する公共工事においては、豊かな生活環境や自然環境を保全するため、施設利用上のコスト、必要性能等を検討したうえで、間伐材の利用に努めるものとする。

### 第4 その他公共建築物における地域材の利用の促進に必要な事項

#### 1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備等において木材を利用するに当たっては、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図り、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意したうえで、木材の利用に努めるものとする。

#### 2 体制の整備に関する事項

市は、本方針を推進し地域材の利用を促進するため、木材利用の状況を取りまとめるなど、市内関係部局間の円滑な連絡調整等を行うものとする。この場合、林務担当課が庶務を行うものとする。

#### 3 木造化・木質化等を推進する施設等

本方針の木造化・木質化等の推進に努める具体的な対象施設等は、別紙1のとおりとする。

#### 4 市以外の者が整備する公共性の高い建築物

市以外の者が整備する公共性の高い建築物においても、積極的に地域材が利用されるよう建築物の整備主体に広く呼び掛け、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

### 第5 建築物における木材利用の促進に向けた市の取組

市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、区域内の公共建築物への木材利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物への木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の実施の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、市は、積極的に方針に基づき、その整備する公共建築物への木材利用の促進に取り組むほか、民間建築物においても木材利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

#### 附 則

この方針は、平成24年3月22日から適用する。

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

この方針は、令和6年1月17日から適用する。

## 木造化・木質化等を推進する施設等

区 分	木造化・木質化の推進に努める対象施設等
木造化の推進	<p>○小学校、中学校、保育所、幼稚園の校舎、体育館等</p> <p>○養護施設、福祉施設、老人ホーム、医療施設等</p> <p>○集会施設、スポーツ、武道、文化施設等</p> <p>○観光施設、旅客施設、種々管理事務所等</p> <p>○公営住宅</p> <p>*市民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設</p>
木質化の推進	<p>○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等</p> <p>*高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設</p>
木製品の導入の推進	<p>○市施設の机、椅子、書架等事務用品全般</p> <p>○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等</p> <p>*優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を市民に対して啓蒙できる事務用品</p>
公共事業での間伐材の利用推進	<p>○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱等の公園施設関係</p> <p>○よう壁工、水路工、種々柵工等の農林水産・河川施設関係</p> <p>○標識、視線誘導標等の道路施設関係</p> <p>*市民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設</p>